人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年四月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則二―一四―五

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を次のように改正する。

本則中「六百七十一人」を「六百六十二人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（定員の特例）

2　平成二十二年八月三十一日までの間は、改正後の規則二―一四本則中「六百六十二人」とあるのは「六百六十三人」とする。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年四月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―二―五九

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第二条の二第七号中「又は医療職俸給表㈡」を「、医療職俸給表㈡又は指定職俸給表」に改める。

第八条中「、国立看護大学校」及び「、学部長」を削り、「、助教及び助手」を「及び助教」に改める。

第九条中「、国立光明寮教務課又は国立障害者リハビリテーションセンターの更生訓練所」を「又は国立障害者リハビリテーションセンターの自立支援局の理療教育・就労支援部若しくは国立光明寮教務課」に改める。

第十四条の二第一号を次のように改める。

一　国立障害者リハビリテーションセンターに勤務する職員で次に掲げるもの

(1)　管理部又は病院に勤務し、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で指令で指定するもの

(2)　自立支援局の総合相談支援部、自立訓練部又は理療教育・就労支援部に勤務する職員で次に掲げるもの

(イ)　精神保健福祉士

(ロ)　入所者の指導、心理若しくは職能の判定、訓練又は介護の業務に従事する職員で指令で指定するもの

(3)　自立支援局国立光明寮に勤務し、入所者の指導、心理の判定又は訓練の業務に従事する職員で指令で指定するもの

(4)　自立支援局国立保養所に勤務し、入所者の指導、心理の判定、訓練又は介護の業務に従事する職員で指令で指定するもの

(5)　自立支援局国立知的障害児施設に勤務する児童指導員及び保育士

第十四条の二中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号及び第七号を削り、同条第八号中「国立高度専門医療センター又は」を削り、同号を同条第三号とする。

第十五条第三号中「、国立がんセンター総長」を削り、同条第五号中「国立看護大学校長、」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年四月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―六―六九

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一第五号中「更生保護調査官」を「更生保護管理官」に改める。

別表第一中第八号から第九号の二までを削り、第十号を第八号とし、同表第十一号(1)中「危険な病原体」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体（以下「危険な病原体」という。）」に改め、同号を同表第九号とし、同表中第十二号を第十号とし、第十三号から第十五号までを削り、同表第十六号中「国立障害者リハビリテーションセンター」の下に「（自立支援局の国立光明寮、国立保養所及び国立知的障害児施設を除く。）及び人事院の定める病院」を加え、同号(3)を次のように改める。

(3)　医師（人事院の定める者に限る。）

別表第一第十六号(6)中「（肢体不自由者病棟」を「（肢体不自由者を専ら入院させるための病棟（人事院の定めるものに限る。）」に、「並びに肢体不自由者病棟」を「並びに当該病棟」に改め、同号(7)中「歯科医師（」の下に「(3)に掲げる者並びに」を、「部長」の下に「並びに人事院の定める者」を加え、同号(12)中「心理療法士」の下に「（人事院の定める者を除く。）」を加え、同号(14)中「自立訓練課長」を「機能訓練課長」に改め、同号を同表第十一号とし、同号の次に次の三号を加える。

十二　国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立光明寮	(1)　生活支援員及び心理判定員（(3)に掲げる者を除く。）	二
	(2)　教育に直接従事することを本務とする職員（課長を除く。）	一
	(3)　支援課長	
	(4)　看護師及び准看護師	
	(5)　調理の実習指導のため入所者に直接接することを常例とする栄養士	
	(6)　入所者の援護の業務に直接従事することを本務とする職員（人事院の定める者に限る。）	
十三　国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立保養所	(1)　介護員	四
	(2)　看護師及び准看護師	三
	(3)　医師（(7)に掲げる者を除く。）	
	(4)　理学療法技術職員及び作業療法技術職員	
	(5)　生活支援員及び心理判定員（(8)に掲げる者を除く。）	二
	(6)　看護師長	
	(7)　医師（課長に限る。）	
	(8)　支援課長	一
	(9)　調理の実習指導のため入所者に直接接することを常例とする栄養士	
	(10)　入所者の援護の業務に直接従事することを本務とする職員（人事院の定める者に限る。）	